

鎌倉市市民活動センターの団体登録基準について

1 前回の議論からの要素

(1) 藤沢市の個人登録の例

個人が「団体」として登録することが可能

ただし、登録に当たっては、ヒアリングと書類の提出（団体名や連絡先といった基礎的な情報のほか、規約や予算決算の資料）を求めている。

(2) 政治や宗教の要素は狭く捉えるべき

その人の所属するバックグラウンドによらず、実際に行っている活動（あるいは行おうとしている活動）の中身によって判断すべき。

2 結論

(1) 個人の団体登録を可能とする

ただし、市民活動を行うものを支援していくという立場から、藤沢市の例のように、

- ①基礎的情報として、団体名、活動分野、内容、目的、代表者氏名、連絡先の情報、
- ②活動状況の情報として、規約・会則、役員名簿、前年度の決算、今年度の予算の資料の提出を要件とし、登録のためのヒアリング等を必要に応じて通常業務の範囲で行うこととする。

これによって、現在センターで危惧されている、登録することそのものを目的とするような行為を未然に防ぐことができる（最終的にはセンター条例6条で対応）。

(2) 活動目的に応じた判断を行う

活動者の属する団体が宗教団体であることや、政治的な団体、あるいは営利団体であっても、活動内容が市民活動であると言える場合には、団体登録を可能とする。

つながる鎌倉条例に定める「市民活動」である場合には、登録できるようにする。

すなわち、宗教法人や株式会社といった形態をとる団体であったとしても、活動の内容が基準に照らして適当である場合には団体として登録できるものとする。

利用登録基準（確認事項）（案）

	基準（確認事項）	備考	根拠
1	市内に居住、通勤、通学又は市内で事業を行うものであること。	「事業」とは、営利か否かを問わない。	・センター条例1条 ・つな鎌条例2条1項1号
2	自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動であること。	この活動で得た利益を分配していないこと。	・つな鎌条例2条1項2号
3	不特定多数の者の利益の増進につながるものであること。	自治会・町内会活動、特定の団体のための活動、生涯学習や趣味の活動、会員制の活動であっても、活動内容が公益的であればよい。	・つな鎌条例2条1項2号
4	宗教活動でないこと。	宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。	・つな鎌条例2条1項2号ア
5	政治活動でないこと。 （政治によって具体的な政策を実現しようとするものは除く）	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。	・つな鎌条例2条1項2号イ
6	選挙活動でないこと。	特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。	・つな鎌条例2条1項2号ウ

鎌倉市市民活動センター条例

（利用の制限）

第6条 指定管理者は、センターを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を制限することができる。

- （1）センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- （2）センターの施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- （3）センターの設置の目的に反した利用をするおそれがあると認められるとき。
- （4）その他センターの管理上支障があると認められるとき。